

広島県告示第六百二十一号

広島県建築士事務所指導要綱の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十一年三月二十七日から適用する。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県建築士事務所指導要綱の一部を改正する告示

広島県建築士事務所指導要綱（平成三年広島県告示第三百十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、広島県知事の指定する「建築士事務所の管理講習会」の受講に努めなければならない。」を「法第二十七条の二第三項第三号に規定する建築士事務所の開設者に対する講習を受講する等の方法により、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図るよう、努めなければならない。」に改め、同条第二項中「に対して、広島県知事の指定する「建築士のための講習会」を受講させるように努めなければならない。」を「について、業務に必要な知識及び技能の維持向上を図られるように講習、研修の受講等させるように努めなければならない。」に改める。

第五条第一項第六号を削り、同条に次の一項を加える。

3 改正建築士法施行の際（平成二十年十一月二十八日）現に旧建築士法第二十四条第一項の規定により置かれている管理建築士については、新建築士法第二十四条第二項の規定は、当該建築士事務所に引き続き建築士事務所を管理する建築士として置かれている場合限り、施行日から起算して三年を経過する日までの間、適用されない。ただし、適用されない期間にあつても、新建築士法第二十四条第二項に規定する管理建築士講習を受講した場合、管理建築士講習修了証（写）を提出するものとする。

第六条を次のように改める。

第六条 知事は、建築士事務所の開設者等に対し、法令並びにこの要綱に定めるもののほか、必要に応じて指導を行うものとする。

別表第一（注以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

建築士事務所登録申請書類一覧

登録区分等	申請者 届出者	業務概要書	所属建築士 名簿	略歴書	誓約書	定款	管理建築士 講習修了証 (写)	要綱第 5 条適 用書類	変更届
新規登録	法人	○	—	○	○	○	○	○	○
	個人	○	—	○	○	—	○	○	○
更新登録	法人	○	○	○	○	○	○	○	○
	個人	○	○	○	○	—	○	○	○

廃止届	○	注 2
-----	---	-----

別表第一注一中

管理建築士の変更	免許証(写し), 略歴書, 受講証明書, 住所等の届出書, 誓約書, 退職証明書又は保険証等
----------	--

を

管理建築士の変更	免許証又は免許証明書(写し), 略歴書, 管理建築士講習修了証(写し), 誓約書
----------	--

に

事務所所在地の変更	付近見取図
-----------	-------

を

事務所所在地の変更	付近見取図, 内部及び外部の写真
-----------	------------------

に添ふ、回条註一中

その他の役員	その他の役員 (代表者が死亡したとき)
--------	------------------------

別表第二中

略歴 (施行規則第 19 条第 3 号)	<ol style="list-style-type: none"> 登録申請者(法人である場合はその代表者)及び管理建築士の略歴を記入すること。 現在の状況については、必ず記入してください。 (いつから勤務し始めたか、他の専任技術者等になっている場合はその旨等をくわしく記入してください。) どこにも勤務していない時期は、自営、無職等と記入してください。
-------------------------	---

を

略歴 (施行規則第 19 条第 3 号)	<ol style="list-style-type: none"> 登録申請者(法人である場合はその代表者)及び管理建築士の略歴を記入すること。 現在の状況については、必ず記入してください。 (いつから勤務し始めたか、他の専任技術者等になっている場合はその旨等をくわしく記入してください。) どこにも勤務していない時期は、自営、無職等と記入してください。
管理建築士講習修了証の写し (施行規則第 19 条第 4 号)	管理建築士が受講した法第 24 条第 2 項に規定する講習の修了証の写しを添付すること。

に

誓約書 (施行規則第 19 条第 4 号)

を

誓約書 (施行規則第 19 条第 5 号)

に

「定
款
(施行規則第 19 条第 5 号)」

和

「定
款
(施行規則第 19 条第 6 号)」

に於て。